

宅地開発事業の基準に関する条例施行規則（昭和44年12月26日規則第101号）（抜粋）

（立入検査）

第十六条 条例第十三条第一項に規定する立入検査を行なう場合は、事業主及び工事施行者又はこれらの者の代理人は、その検査に立ち会わなければならない。

2 条例第十三条第二項に規定する証票は、立入検査証（別記第十七号様式）とする。

宅地開発事業の基準に関する条例（昭和44年10月15日条例第50号）（抜粋）

（監督処分）

第十二条 知事は、宅地開発事業がこの条例の規定に違反して施行されたときは、その事業主、工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）又は工事管理者に対して、当該工事の停止を命じ、又は相当の期限を定めてその違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

一部改正〔昭和五八年条例一二号・平成七年六四号・一三年三五号〕

（立入検査）

第十三条 知事は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該職員をして開発区域内の土地に立ち入らせ、工事の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

一部改正〔平成七年条例六四号〕